

## 議案第100号

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により，多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について，従来の個人番号カードを利用する方法に加え，スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を利用する方法が可能になることに伴い，所要の改正を行うため。

## 石岡市印鑑条例の一部を改正する条例

石岡市印鑑条例（平成17年石岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（多機能端末機による交付申請等）

第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに掲げるものを利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）により、印鑑登録証明書の交付申請をし、その交付を受けることができるものとする。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）
- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたものに限る。）

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。